

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
令和7年度 愛媛県県外人材確保促進助成事業 実施要領

1 目 的

この要領は、愛媛県内の介護人材の確保・定着を図ることを目的として実施する標記事業において、愛媛県内の介護・福祉施設等への就職を検討している県外在住者が、愛媛県内の介護・福祉施設等へ就職する際に行う就職活動に要した交通費を助成するために必要な事項を定める。

2 定 義

この要領において「就職活動」とは、愛媛県内の介護・福祉施設等での採用試験及び面接、就職相談会等への参加をいう。

3 助成対象者

助成の対象は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 県外在住者で愛媛県内の介護・福祉施設等へ就職を希望していること（県外の介護福祉士等の養成校を卒業予定している者又は県外からの移住希望者）。
- (2) 就職活動に要した交通費に対し、本事業外の補助金・助成金等の交付を受けていないこと。
- (3) 当該年度に本事業の助成を受けていないこと。

4 対象期間

令和7年4月1日（火）～令和8年2月28日（土）

5 助成対象者

対象経費は、愛媛県内の介護・福祉施設等への就職活動を行った際の往復の交通費（宿泊費は含まない）とする。

6 助成金及び上限額

- (1) 助成金の算出方法は、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会（以下「本会」という）旅費規程に準じて策定した交通手段一覧表（別表）のとおりとする。なお、算出した際に1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
- (2) 申請者1人あたり20,000円を上限額とする。

7 募集人数等

募集人数は予算を超えない範囲の人数とし、原則、先着順で受け付けるものとする。

8 申請方法

助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式1）に必要事項を記入し、愛媛県社会福祉協議会（以下「本会」という。）まで提出する。

なお、交付申請書の提出期限は、令和8年2月28日（土）までとする。

9 交付方法

本会は、交付申請書（様式1）の活動内容を確認後、申請者が指定する金融機関の口座へ交付決定額を送金し、交付決定兼送金通知書（様式2）にて通知する。

なお、メールアドレスの届出がある場合は、メールで通知することができる。

10 申請の取り下げ

申請者は、要件を満たさなくなった場合、速やかに本会まで連絡の上、必要に応じて申請取下書（様式3）を提出する。

11 交付決定の取消等

本会は、申請及び交付において、虚偽又は不正が判明したときは交付決定を取消し、申請そのものを無効とすることができる。また、助成金全額を返還させることができるものとする。

12 個人情報

本事業において取得した個人情報は、本事業の運営のみに利用することとし、本会個人情報保護規程に基づき適正に管理する。

13 その他

この要領に規定するもののほか、必要な事項は、本会が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

【提出・問合せ先】

愛媛県福祉人材センター

社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会 福祉人材部 人材研修課（中田・峯下）

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階

TEL 089-921-5344 FAX 089-921-3398

メール jinzai@ehime-shakyo.or.jp